

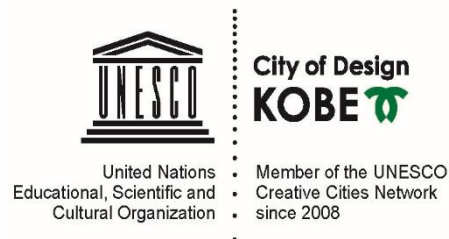
避難確保計画について

～危機への備え～

神戸市危機管理室

令和4年3月

危機対応担当課長 田内 健作



BE KOBE

本日のテーマ

1. 災害の激甚化

(猛烈な雨の頻度増加、近年の災害発生状況)

2. 危機に備える

(避難確保計画作成、計画に基づく訓練実施義務、警戒レベル
(避難情報) の改定)

本日のテーマ

1. 災害の激甚化

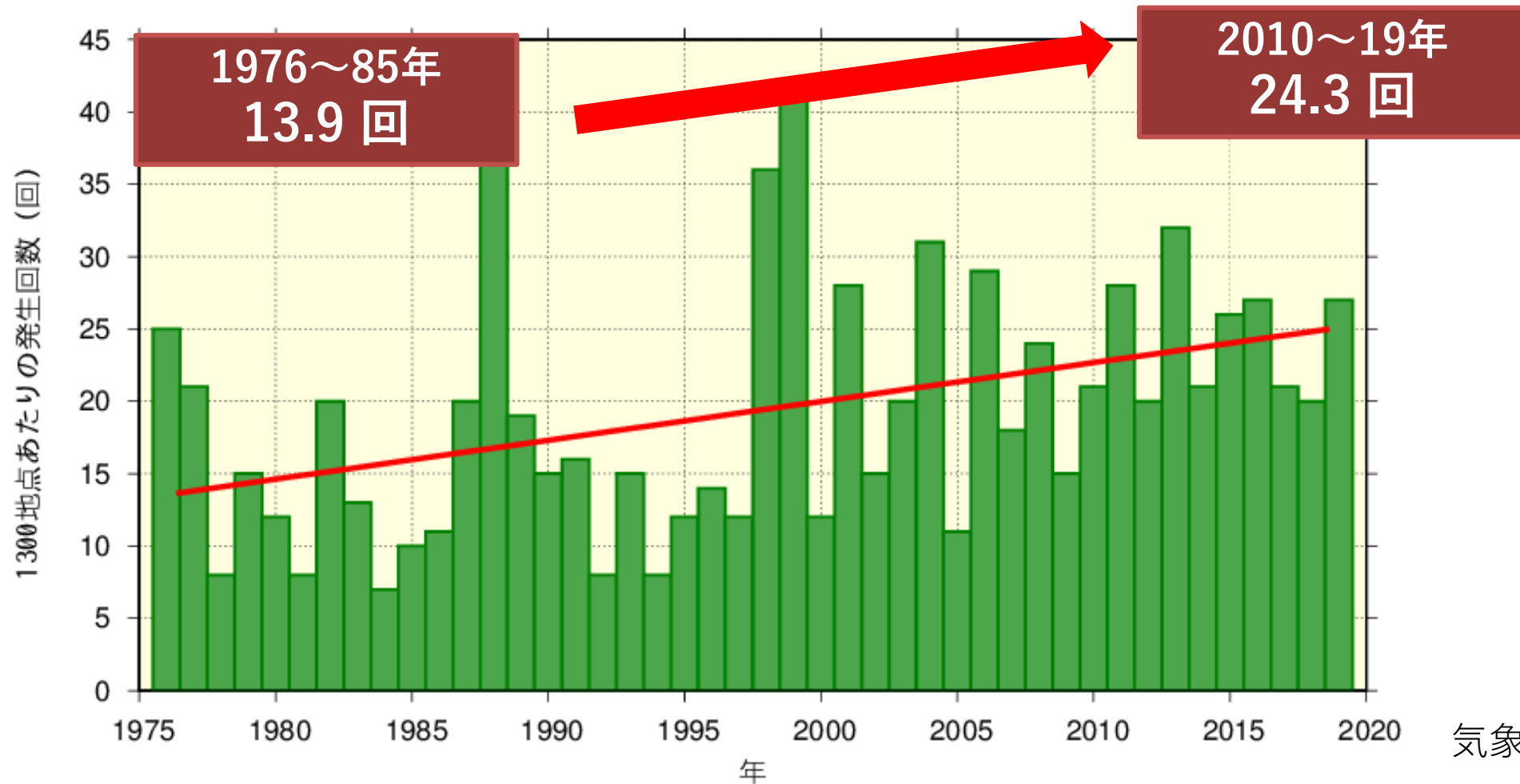
(猛烈な雨の頻度増加、近年の災害発生状況)

2. 危機に備える

(避難確保計画作成、計画に基づく訓練実施義務、警戒レベル
(避難情報) の改定)

1.災害を振り返る ～猛烈な雨の頻度増加～

1時間80mm「猛烈な雨」
年間発生回数（全国1300地点あたり）



1.災害を振り返る ～近年の災害発生状況～

- 令和2年7月豪雨 死者84名
洪水・土砂災害により、
熊本県などに甚大な被害



八代市坂本町（隰瀬地区）



芦北町（海路地区）



球磨村（神瀬地区）



球磨村（大坂間地区）

- 平成30年7月豪雨（神戸市）
灘区で大規模な土砂災害が発生



本日のテーマ

1.災害の激甚化

(猛烈な雨の頻度増加、近年の災害発生状況)

2.危機に備える

(避難確保計画作成・計画に基づく訓練実施等の義務化、警戒レベル (避難情報) の改定)

2.危機に備える ～避難確保計画作成・訓練実施等の義務化～

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

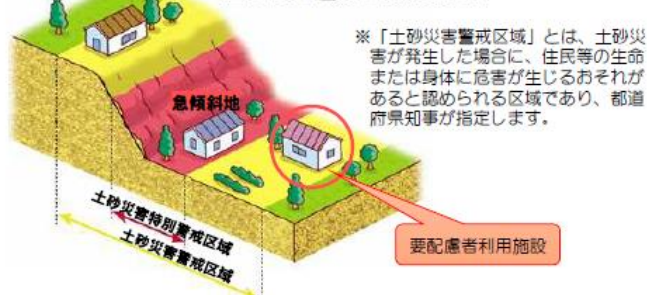
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川管理官が指定する区域である。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

！法改正のポイント！

平成29年6月改正

- 避難確保計画**の作成・**市町村長への報告**
- 年1回以上の計画に基づく訓練の実施**
- ⇒**義務**

令和3年7月改正

- 計画に基づく訓練実施の市町村長への報告**
- ⇒**義務**（毎年の報告が必要です！）

施設が警戒区域（土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域）に立地するかどうかについては、「くらしの防災ガイド」や「神戸市Web版ハザードマップ」でご確認ください。
※神戸市HP「避難確保計画」でも該当施設一覧を掲載しています。

2.危機に備える ～避難確保計画作成・訓練実施等の義務化～

○避難確保計画とは

- 河川の氾濫や山崩れ等による被害が発生する恐れがある場合における **利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るための項目を定めた計画

○記載項目

- 防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置等

※提出時はこのコメントを削除してください
【作成例】
高齢者施設を想定した表記が多くなります。
施設の種類に応じて適宜修正してください。

水防法に基づく
洪水に関する避難確保計画

作成：●年●月●日
(改訂：●年●月●日)

施設所有者又は管理者の名称

避難確保計画実施事項チェックリスト

チェック対象施設名	チェック担当者名	チェック	達成
計画の項目	チェック項目	チェック	達成
防災体制、情報収集及び伝達	①施設のある地域における、洪水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか ②警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか ③警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、避難の判断材料が設定されているか	○	○
避難誘導	④避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか ⑤避難場所までの避難経路や移動手段などがリスク情報を踏まえた実用可能なものになっているか ⑥必要に応じて、地域が協力する体制が構築されているか （警備や誘導員など、緊急時に助けを求める連絡先が記載されているか）	○	○
避難の確保を図るための施設の整備	⑦洪水警報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入力するための設備が設置されているか ⑧夜間に避難を行うことが想定される場合、そのための必要な設備が設置されているか ⑨屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか	○	○
防災教育と訓練	⑩適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	○	○
自衛水防組織（2）置した場合のみ	⑪自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか	○	○

※ 必要に応じて、昼夜・休日別に定める

神戸市HPで計画のひな形やチェックリスト、
訓練実施報告書様式、提出方法について
掲載しています

※神戸市HPで「避難確保計画」と検索

2.危機に備える ～避難確保計画作成・訓練実施等の義務化～

よくあるご質問とその回答（抜粋）

○神戸市HP上にある計画ひな形の違いはあるの？

⇒ 対象災害（土砂災害・洪水）ごとに内容（避難を開始するタイミングや避難行動など）が異なります。

ひな形は「土砂災害」・「計画規模降雨（100年に1度の大雨）※兵庫県総合治水条例含む」・「想定最大規模降雨（1000年に1度の大雨）」の3種類がありますので、神戸市HPで自身の施設がどの災害に基づく避難確保計画を作成しなければならないのか確認してください。

○神戸市への避難確保計画の作成や訓練実施の報告は1度だけ行えば良いの？

⇒ 避難確保計画の作成報告は原則1度で問題ありません（施設名称の変更など大きな変更がある場合を除く）。計画に基づく訓練実施報告は毎年の報告が義務になっています。

2.危機に備える ～避難確保計画作成・訓練実施等の義務化～

避難確保計画をすでに作成している施設にも毎年の義務があります！

訓練実施報告書

令和 年 月 日

神戸市長あて

届出者（要配慮者利用施設の所有者・管理者）

住所

氏名

電話（ ）

連絡先担当者

氏名

避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練を実施しましたので提出します。

施設の名称			
施設の住所			
訓練実施日	令和 年 月 日		
訓練参加人数	施設管理者 (従業員等) 人	施設利用者 人	
訓練想定	土砂災害想定 of (図上・実動・図上及び実動) 訓練 <small>※3つのうち、どれか一つを選択してください。</small>		
特記事項			
※受付欄		※経過欄	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ※欄は記入しないこと。

○訓練実施報告

神戸市HP「避難確保計画」内に
訓練実施報告書のひな形を掲載

○訓練実施

避難確保計画に基づく訓練を実施

○神戸市への提出方法（計画等提出も同じ）

メールまたは郵送

～メール送付の場合～

hinan_kakuho@office.city.kobe.lg.jp

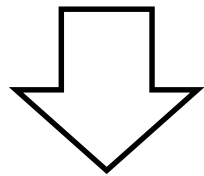
～郵送の場合～

神戸市中央区加納町 6 - 5 - 1

危機管理室 避難確保計画担当 宛

2.危機に備える ～警戒レベル（避難情報）の改定～

改定前
(令和3年
5月以前)



警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生を確認	命を守る最善の行動	災害発生情報※1
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	・避難指示（緊急）※2 ・避難勧告
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

改定後
(令和3年
5月以降)

5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注） .....
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2 .....	高齢者等避難 .....
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

# 2.危機に備える ～警戒レベル（避難情報）の改定～

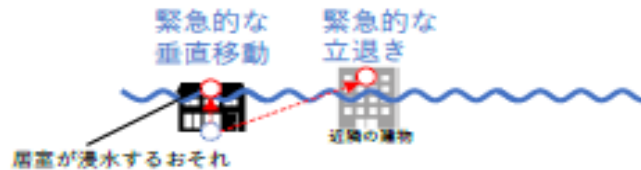
土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの危険な場所にいる場合、

警戒レベル3～4 発令時：立ち退き避難または在宅避難

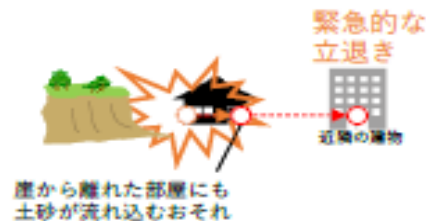
警戒レベル5 発令時：緊急安全確保 を行ってください

警戒レベル5の発令で  
住民が取るべき行動のイメージ

<水害> 浸水しないよう少しでも高い場所へ移動等

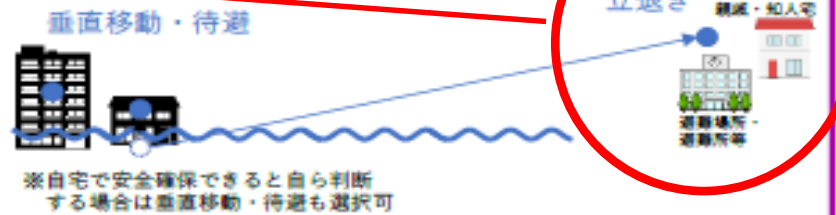


<土砂災害> 土砂災害の危険がある場所から少しでも離れた場所へ移動等



警戒レベル4の発令で  
住民が取るべき行動のイメージ

<水害> 浸水しない高い場所へ移動等



<土砂災害> 土砂災害の危険がない場所へ移動



！チェック！

令和3年5月以前に避難確保計画を作成している施設は、避難情報の名称が改正前のままになっていないか、求められる避難行動を確認してください。

さいごに

ありがとうございました。

**BE KOBE**



神戸市防災啓発キャラクター  
「どすこい防サイくん」とその仲間たち



神戸市防災ポータルサイト  
「SONAE to U？」  
<http://www.kobe-sonae.jp/>

